

川崎港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

令和元年11月

川崎港港湾管理者

川 崎 市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成２６年　９月　川崎港港湾審議会
- ・平成２６年１１月　交通政策審議会第５８回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成２７年１０月川崎港港湾審議会
- ・平成２８年１１月川崎港港湾審議会
- ・平成２９年１０月川崎港港湾審議会
- ・平成３１年　１月川崎港港湾審議会

の議を経た川崎港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 小型船だまり計画	2

変更理由

東扇島地区において官公庁船等の利便性向上のため、小型船だまり計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 小型船だまり計画

1-1 東扇島地区

官公庁船、ポートサービス船等の利便性向上を図るため、小型船だまり計画を次のとおり変更する。

防波堤（波除堤） 延長 3 5 0 m [既設]

川崎航路南防波堤 延長 7 4 0 m（うち 6 1 0 m 既設）

[既定計画の変更計画]

小型栈橋 8 基 [新規計画]

なお、これに伴い、既設の岸壁 7 4 2 m を廃止する。

既設

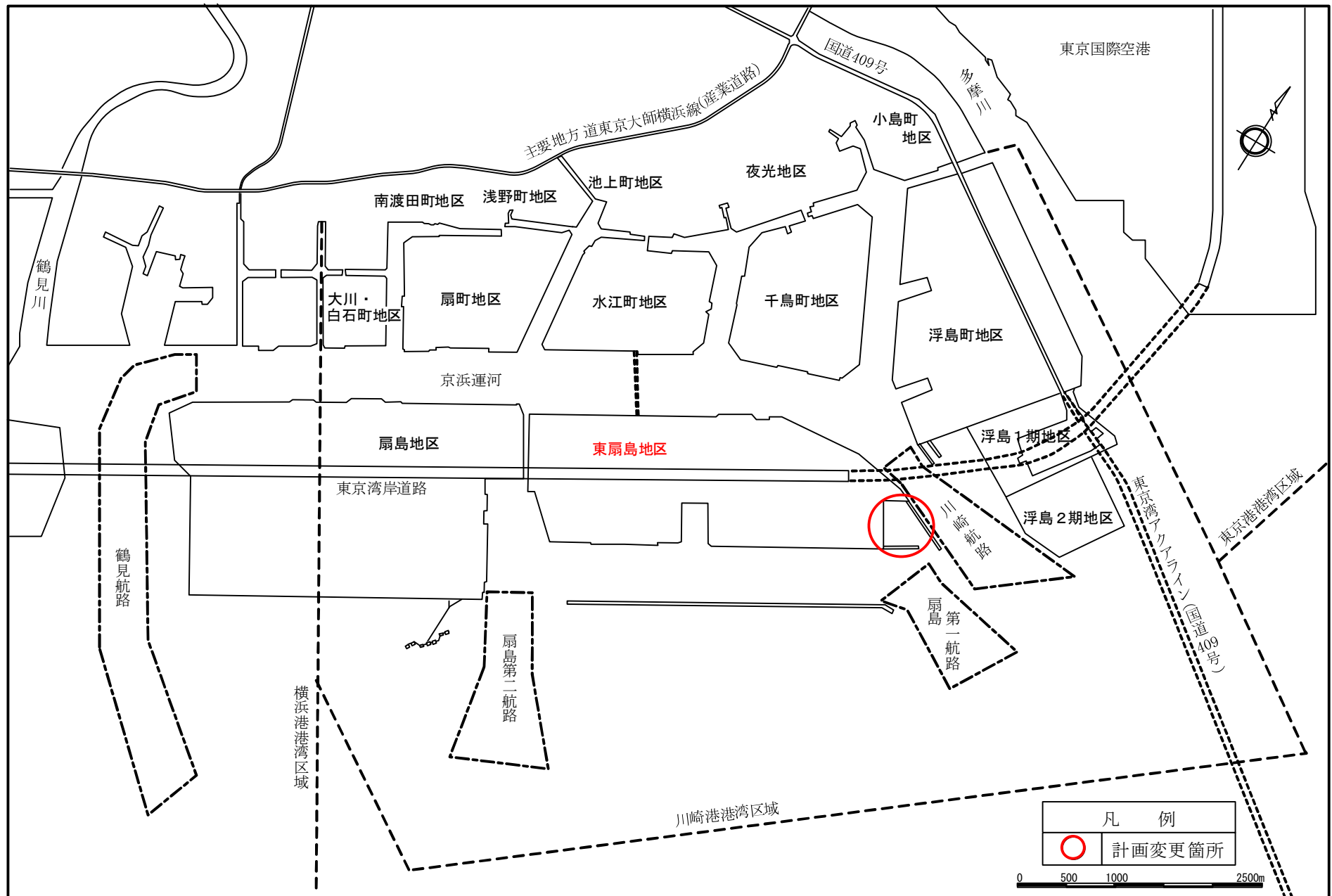
岸壁 水深 4 . 5 m 延長 7 4 2 m

防波堤（波除堤） 延長 3 5 0 m

既定計画

川崎航路南防波堤 延長 8 5 0 m（うち 6 1 0 m 既設）

川崎港港湾計画位置図



川崎港港湾計画図（東扇島地区）

